

3. 証明方法（供給源の信頼性）

31. 国産材の証明

Q

森林以外の伐採届等を必要としない立木の合法証明はどのようにするのか。（住宅地のケヤキなど）

31-1

A

屋敷林など法令による伐採制限の対象とならない立木については、その立木の所有者自ら作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量、法規制が無く適切に伐採した旨等を記述）により、合法性の証明を行うことかできるものと考えています。

Q

国産材（民有林および国有林）の伐採許可書は誰がどうやって発行するのか。

31-2

A

保安林においては都道府県知事が発行する伐採許可書（保安林内立木伐採許可通知書）の写しなどを、これ以外の森林においては市町村長に提出する伐採届けの写しなどを森林所有者等が立木の販売先に引き渡す必要があります。国有林の場合は、森林管理署等において必要な手続を行い、合法性等の証明事項を売買契約書に明記することとしております。

Q

保安林を伐採する場合合法性を証明するにはどのような書類がいるのか？

31-3

A

森林所有者は伐採を行う前に、都道府県の事務所に保安林内立木伐採許可申請書を提出し、都道府県から通知された許可決定通知書を保管しそのコピーを立木の販売先に渡して下さい。立木を購入した素材生産業者が伐採許可をとる場合は、都道府県の事務所に保安林内立木伐採許可申請書を提出し、都道府県から通知された許可決定通知書を保管し、他の素材と分別した上で、合法木材である旨の証明書を素材の販売先に渡してください。その場合、素材生産業者は業界団体による認定を受ける必要があります。また、通知書のコピーに認定番号などを記入して証明書に代えることもできます。

Q

保安林以外で、森林施業計画を立てている場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？

31-4

A

森林所有者が森林施業計画を立てている場合、計画通りに伐採していることを示すため、施業計画書の当該部分のコピーを販売先に渡してください。素材生産業者が森林所有者から委託を受けて森林施業計画を立てている場合は、計画通りに伐採していることを示すため、施業計画書の当該部分のコピーを保管し、他の素材と分別した上で、合法木材である旨の証明書を素材の販売先に渡してください。その場合、素材生産業者は業界団体による認定を受ける必要があります。また、計画書の当該部分のコピーに認定番号などを記入して証明書に代えることもできます。

Q

保安林以外で森林施業計画を立てていない場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？

31-5

A

施業計画を立てていない場合は、森林所有者は市町村役場に伐採届を提出し、市町村から通知された適合通知書または市町村の受領印が押印された届出書を保管し、そのコピーをその販売先に渡して下さい。立木を購入した素材生産業者が手続きをとる場合は、市町村役場に伐採届を提出し、市町村から通知された適合通知書または市町村の受領印が押印された届出書を保管し、他の素材と分別した上で、合法木材である旨の証明書を素材の販売先に渡して下さい。その場合、素材生産業者は業界団体による認定を受ける必要があります。また、届出書などのコピーに認定番号などを記入して証明書に代えることもできます。

Q

林地開発許可を得て伐採する場合など、森林法上の届け出が不必要な場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？

31-6

A

林地開発行為の許可を受けた方が許可地域にある樹木を立木販売する場合は、都道府県から通知された当該地区の林地開発の許可書を保管し、そのコピーを販売先に渡して下さい。

Q

原木市場において、製材不適となり、チップ向けとなった原木についてどのように取り扱えばよいか（合法証明が必要なのか）？

31-7

A

原木市場において、製材用として入荷した原木について、径級・長さ・品質別に仕分けした結果、製材用には適さず、やむを得ずチップ用として取り扱われることとなった原木については、再生資源の有効利用を図るとの観点から、グリーン購入法の基本方針の「判断の基準」に記述された「合板・製材工場から発生する端材等の再生資源」として取り扱うことも可能と考えられます。

31. 国産材の証明

Q

31-8

住宅地の造成やダムの開発等に伴い伐採され、行き場が無くチップ工場へ搬入されてきた木材の合法性を証明するには、具体的にどのような証明書を必要とし、どのような手続き等が必要となるか。

A

当然のことながら、住宅地造成やダム開発等に係る立木の伐採についても、森林関係法令上の手続きが適切になされていることが、合法性証明の始まりとなります。これらの手続きを行ったうえで、証明書については、①当該立木の伐採許可書（届出）の写し、②工事契約書の写しに①の伐採許可（届出）済みである旨を記載、③立木の所有者自らが作成する証明書などが考えられますが、証明に係る手間等も勘案し、証明を行う事業者において適宜判断して対応していただきたいと考えております。一方、法令による伐採制限の対象とならない立木については、その立木の所有者が自ら作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量、法規制が無く適切に伐採した旨等を記述）により、合法性の証明を行うことができるものと考えられます。なお、グリーン購入法の基本方針において、間伐材、端材等の再生資源については、証明不要としております。このため、例えば、「当該住宅地造成やダム開発等に係る伐採材が、通常であれば端材等（林地残材）として廃棄されることから、これを再生資源として有効利用を図る」とのことであれば、特に合法性の証明を行うことなく、端材等の再生資源として流通させることも可能と考えられます。これら住宅地造成やダム開発等に係る伐採材について、合法証明材とするか、端材等の再生資源とするかは、木材の用途・価値、搬出コスト等を勘案し、供給者が合理的な説明を行うことのできる範囲のなかで判断すべきものと考えます。



32. 輸入材の証明

Q 買い付け先の海外法人から英文証明書の様式を求められているので、どのようなものが適当か示してほしい。

32-1

A 合法性等の証明書については、林野庁が策定したガイドラインに基づく取組みによって発行したものであれば特に様式は問いません。日本語であろうと、英語であろうと、証明に必要な事項が記載してあれば合法証明書として有効です。林野庁のホームページに英文ガイドラインが掲載されていますので、全木連作成の証明書様式*なども参考としながら、各事業者において英文証明書様式をご検討いただければと思います。

(*p58の別添1、p59の別添2 証明書様式参照)

Q 諸外国から輸入する場合、国別の合法性の証明となる手続きや書面等を紹介しているホームページや冊子があれば教えて欲しい。

32-2

A 全木連ではご主旨の情報を入手するため、違法伐採対策推進セミナー、合法証明木材等推進シンポジウムなどを開催し、その結果を合法木材ナビ上で公開しています。また、今まで実施した、合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業等の全ての報告書を同HP上*に公開しています。また、これらの情報を活かして、本HPに木材輸入国の国別概要というページを作成しています。

* http://www.goho-wood.jp/jigyoku/h21/report_h21.html

http://www.goho-wood.jp/kyougikai/report_h20.html

http://www.goho-wood.jp/kyougikai/report_h19.html

http://www.goho-wood.jp/kyougikai/report_h18.html

Q 海外からの木材・木材製品には輸出許可書のみで合法性を満たすか。

32-3

A 海外からの木材・木材製品についても、伐採に当たって法的手続きが適切に行われていることが証明の始まりとなるので、輸出許可書のみでは合法性を満たしたことはありません。従って、木材及び木材製品を供給する各国の事業者においても、林野庁ガイドラインに示す森林認証・CoC認証や業界団体の認定事業者、あるいは個別事業者独自の取組により合法証明書を発行する必要があります。

なお、インドネシアのように森林からの丸太搬出証明書(公的機関発行)*と連動する形で発行される輸出許可書であれば、当該輸出許可書のみで合法性を満たすことは可能です。

(*Q32-10 参照)

Q 海外で団体認定を行う業界団体はどの国のどの組織か。

32-4

A 現在、団体認定に取り組むのはロシアの極東木材輸出協会*、カナダのケベック木材製品輸出振興会**、アメリカ広葉樹輸出協会などです。

(*Q32-7、**Q32-8 参照)

32. 輸入材の証明

Q

32-5

モデルケースとして以下の場合に、各業者はどうやって合法証明に取り組むべきか。
モデルケース：マレーシア産丸太を国内合板メーカーがA商社から購入し、合板を製造。2次加工メーカー（認定事業者）がその合板とB商社（認定事業者）から購入した中国産ナラ単板で天然ツキ板化粧合板を製造。1次問屋（認定事業者）、2次問屋（認定事業者）を経て、内装業者（認定を受けていない）が政府に直接納入した。

A

基本的には、各段階の事業者はガイドラインに定める3方法（公的機関が発行する証明書も可）により証明書を発行することになります。このモデルについては、A商社が①シッパーがガイドラインに基づいて発行した証明書か②独自で構築した証明方法により原木の合法性を確認し、団体認定等に基づいて合法性を証明することになり、その他は団体認定を受けた事業者により証明の連鎖が行われることとなります。なお、上記の場合、天然ツキ板化粧合板製造者が最終製造業者となりますが、製品の一つ一つに（パッケージとなったものはパッケージごとに）合法証明事項を印字する場合（印字自体が証明書になる）、これ以降の流通業者である1次問屋、2次問屋は製品を引き渡すことで合法性の証明が可能となります。（証明事項が印字されていればこれら問屋は団体認定が必要ない）。内装業者は、引き渡しを受けた製品について、合法性が証明されていることを確認（受領した納品伝票等にその旨を記載等）の上、内装工事を行います。この内装業者は、ガイドラインに示す納入業者に該当し、政府と合法性等の証明材の納入に関する契約に基づき納入することから、証明に関する責任を有します。また、内装業者は、調達者に証明書を提出し、求めに応じて説明を行うこととなりますので、特に団体認定の仕組みを用意する必要はありません。

Q

32-6

中国から木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。

A

現在のところ、中国産の木材を幅広くカバーする合法性認定の仕組みが作られてはいません。現在、日本向け輸出業者が木材表示協議会に加盟してFIPCLマークをつけた製品が合法木材製品として確認されています。なお、2008年7月に中国広西チワン族自治区北海市で開催された「中国木材流通協会年次大会」や2009年11月に中国広州市で開催された「合法性等の証明された木材の普及促進事業に関わるワークショップ」、さらに2010年12月に中国大連市で開催された「日中木材貿易検討会」において全木連から日本の違法伐採対策や木材の合法性証明システムについての説明を行い、DVDやガイドライン（中国語）を配布して普及に努めており、理解は広がっています。

また、全木連等で実施した中国を含む主要木材輸出国の調査の成果については、合法木材ナビの「木材輸出国の国別概要」等のページで情報提供しています。

中国からの木材の合法性の証明については、国産材と同様にガイドラインに示す3つの方法のいずれかにより証明していただければと思います。

Q
32-7

ロシアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。

A

ロシアから輸入される木材の合法性証明の手続きで現在行われているものは、①第三者認証によるトレサビリティシステムによる方法（FSCの認証森林とSGSによる合法木材証明システム）、②一部の州の業界団体が認定した事業者が発行する証明書によって証明されるものがある。

1 FSCによる認証木材

ロシアのFSC認証森林はほとんどが欧州地域にありますが、アジア地域でも近年増加しており、一部我が国にも輸入されています。FSCのCoC取得企業が船積みごとにFSCの認証材であることを明記すればその書類が合法性証明文書となります。

2 SGS社が運営する合法木材検証システム（VLTP）

スイスに本社を置くコンサルティング会社SGS社が自社の基準に基づいて認定された木材業者により証明される木材です。認定を受けた企業が、船積みの都度、認定材である旨を船積み書類に明記すればその書類が合法性証明文書となります。*

3 極東木材輸出協会（ダリエクスポートレス）による認定

極東大手林産企業による極東木材輸出協会（ダリエクスポートレス）が取り組んでいる、業界団体認定制度により認定した合法木材供給事業者が証明した木材です。

現時点で14社が認定を受けています**。

認定を受けた会員が船積みの都度、認定番号を付して合法性を証明した書類が合法性証明文書となります。

（*p60の別添3 認定書の例、**p61の別添4 認定書の例、***p62の別添5 参照）

Q
32-8

北米から木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。

A

北米からの輸入の主体をなす針葉樹材の輸入の場合、太平洋岸の大手林産企業による輸出が多く、SFIやCASなど北米独自の第三者による森林管理認証やFSC認証を受けた森林由来の製品がかなりの量になると考えられます。この場合、FSC、SFI、CASなどの森林認証機関やこれらと契約したCoC認定機関であるPEFCが認定するCoC取得企業によって証明できる場合が多いと考えられます。FSC、SFI、CAS、PEFCのCoC取得企業が船積みごとにそれぞれの認定材であることを明記すればその書類が合法性証明文書となります。

また、認証機関の手続きに従って製品に認定木材であることを示すマークなどが添付されている場合（丸太にラベルが添付されている場合がある）書類がなくてもその物件の合法証明となります。

なお、認証木材の証明については、認証木材とその他の木材が分別管理されていない場合があるので注意が必要です。（認証木材についてのQ&A*参照）

なお、広葉樹材はカナダのケベック木材製品輸出振興会及びアメリカ広葉樹輸出協会の業界団体認定による証明が発行されています。

認定を受けた会員が船積みの都度、認定番号を付して合法性を証明する旨記載した書類が合法性証明書類となります。

（*Q21-7、8 参照）

32. 輸入材の証明

Q

欧州材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。

32-9

A

欧州材は、かなりの部分が、FSCやPEFCによる第三者認証木材ないし、大手林産企業による自社の合法木材認定システムにより合法性を証明している場合があります。

船積みごとに、FSCかPEFCの認証木材ないし、自社のシステムによる合法証明の認定材であることが明記されていればその書類が合法性証明文書となります。

なお、認証木材の証明については、認証木材とその他の木材が分別管理されていない場合があるので注意が必要です。(認証木材についてのQ&A*参照)

(*Q21-7,8 参照)

Q

インドネシアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。

32-10

A

インドネシアで木材製品を輸出する木材輸出業者は、国家認定委員会が承認した独立評価認定機関に SVLK (木材合法基準) 事業者認証を申請し取得するとともに、輸出しようとする木材製品が合法的に生産されていることを記載した木材合法性証明文書 (V-Legal Document) を取得する必要があるとされています。

輸出される木材製品は、同上の独立評価認定機関により伐採から木材加工、輸出に至る合法性が確認されたものに限り、出荷する積み荷の納品書 (インボイス) ごとに V-Legal Document が発行されます。(2013年1月1日以降の船積みから適用)

このため、納品書 (インボイス) ごとに V-Legal Document がついていれば、その積み荷の合法性を証明するものとみなしています。*

(*p63の別添6 参照)

Q

マレーシアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。

32-11

A

マレーシアの林産物の輸出手続きは、通関前に、政府部内の森林部局ないし、その外局 (サラワク州の場合STIDC、サバ州・半島マレーシアの場合森林局ないしMTIB) が、物品ごとにリストと、現物のラベリングを検査し、関係部局の担当者が許可書の裏面にサインをしたうえで輸出許可がなされることとなっています。

船積み添付されている、輸出許可書の裏面のサインを確認すれば、それが合法性確認書類となります。*

(*p64の別添7、p65の別添8、p66の別添9 参照)

Q

パプアニューギニアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。

32-12

A

パプアニューギニアでは、国際的なコンサルティング会社であるSGS社 (本社スイス) が政府から輸出向け丸太の監視を委託されています。SGSが検査した丸太に対して、林野庁発行の輸出許可と通産省発行の輸出ライセンスが発行されているので、船荷ごとに、当該検査報告書が付されていれば合法性を証明する書類とみなします。

Q ミャンマーでは「育林税」と訳される税制度が設定されたと聞いている。この税金は伐採後の育林事業に使用されると聞いているので、この税金の納税証明があれば、合法性の証明となるのか。

32-13

A ご指摘の制度の詳細を把握しておりませんが、仮にミャンマー政府が「納税証明は当該木材の伐採に係る合法性を証明するものである。」との見解であれば、合法性の証明となり得るものと考えます。

Q ミャンマー―中国の越境輸入については違法とされてきたが、育林税の納税証明があれば、合法と証明できるのか。

32-14

A ご指摘の制度の詳細を把握しておりませんが、仮にミャンマー政府が「納税証明は当該木材の伐採に係る合法性を証明するものである。」との見解であれば、合法性の証明となり得るものと考えます。

Q コルクタイル、コルクシートをポルトガルから輸入している。原材料のコルク樫の樹皮は、採取後9～10年で再生するが、再生の期間はポルトガルの国で決められている。ワインなどのコルク栓を取った後の残材を利用しているのですが、エコマークを取得しているが、このような製品でも合法性の証明が必要なのか。

32-15

A 残材等の再生資源については、合法性の証明の必要はありません。

Q ユーカリ、アカシア、パイン系などの植林材で合法証明は必要か。

32-16

A 植林材も含め、森林の伐採に当たって、法令上の手続きが適切に行われていることが必要であり、植林材ということで合法証明が不必要とはいえません。

Q ゴムの廃材製品は合法証明は必要か。

32-17

A ゴムの廃材製品であることが明確なものは、グリーン購入基本方針の判断基準のうち、「林地残材」にあたるものであり、合法証明の必要はありません。

証明書様式 2-4

別添 1

(素材生産業者段階の証明書の例)

※独自に作成する証明書

番号

平成 年 月 日

合法木材証明書

殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、合法的に伐採された原木であることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目 (注③) :
- 3 数量 (注④) :

(注)

- ①上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は持続可能性に係る記述を付加して下さい。
- ②本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等上記の情報(団体認定番号、合法木材であること等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ④商取引上の単位(m³、本、kg、枚など)にて記述して下さい。

※納品書を活用した証明

(加工・流通業者段階の証明書の例)

納品書 (出荷伝票)

番号2005010001
平成 年 月 日

〇〇〇〇木材(株) 殿
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: □□県木連第〇〇〇1号
氏名: 山田一郎 印
住所: 〇〇県〇〇町〇〇1丁目2番地
電話: XXX-YYY-ZZZ

証明に必要な事項
(認定番号)を記
載して下さい。

発地 (出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
着地 (納入場所) 〇〇〇〇木材 〇〇製品市場

樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

証明に必要な事項 (合法木材で
あること等)を記載して下さい。

(注) 持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。



別添 3

輸入材の証明システム(ロシア材)
 SGSによる合法木材証明CoCの認定書
 (この文書だけでは合法木材証明書とはならない)
 VLTP (Validation of Legal Timber Programme)
 合法木材認証プログラム

上記の会社はSGSのVSTPのCoC基準を、以下の業務及び製品に関して達成していることを証明する

範囲：合法性が証明された丸太と製材の購入貯場所
 場所：〇〇港における検量所
 国：ロシア

STATEMENT No: SGS-VLTP-CoC-0001

Validation of Legal Timber Programme (VLTP)
 - Russia -

Legality-Verified (LV) Timber Chain-of-Custody (CoC)

Further to the SGS Report dated 17 January 2008 and based on the assessment performed by SGS Vostok Ltd. between 17 and 24 July at the site(s) mentioned below, the company:

会社名

has been verified against the Chain-of-Custody criteria of the SGS Validation of Legal Timber Programme (VLTP) for the following processes and products.

Scope:
 the purchase, storage and sale of 'legality-verified' round logs and sawn timber.

Sites:
Quality & Quantity Department "Vanino" (located in the seaport of Vanino city, Khabarovskii krai)
Quality & Quantity Department "Vladivostok" (located in the seaport of Vladivostok city, Primorska krai)
Quality & Quantity Department "Nikolaisevsk on Amur" (located in the river port of Nikolaisevsk on Amur city, Khabarovskii krai).


Country:
 Russia.

demonstrating that the producing / trading company's internal management system correctly ensures the integrity of the chain-of-custody of products 'legality-verified' under the VLTP through the company's operations.


Company under VLTP CoC with SGS since: 21 January 2008

The above timber products can be traded collectively as 'Legality-Verified (LV)'. This statement is valid for the above mentioned processes and products only. It is not an assurance that the Company fully complies with all applicable laws and regulations nor does it represent a Chain-of-Custody certificate according to an international forest certification standard. The relevant Chain-of-Custody criteria may be consulted at the Company's premises or inquired from sgs@sgs.com.
 For more information visit www.sgs.com/forestry/vltp/0001.


This Statement shall be valid for a period of 3 years:
 from 21 January 2008 until 20 January 2010.

Authorised by: 

Antoine de La Rochefordiere
 Forestry Monitoring Programme

 Forest Certification Center

In the Russian Far East, the 'Validation of Legal Timber Programme' (VLTP) is implemented by SGS Vostok Ltd. in association with the Forest Certification Center (Khabarovsk).



この証明書の他にインボイス・パッキングリストなど船荷貨物に付随する書類に合法木材であるという記載が必要

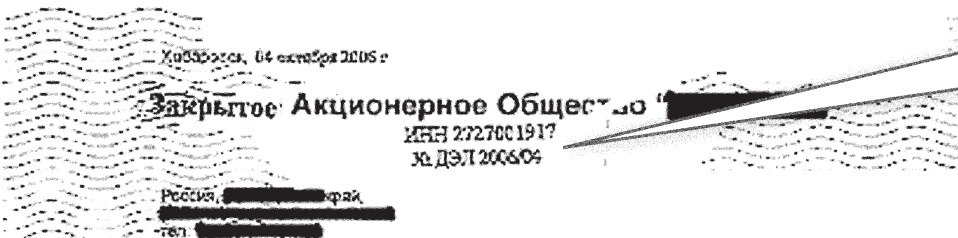
別添 4

極東木材輸出協会 ダリエクスポートレス団体認定証の例1

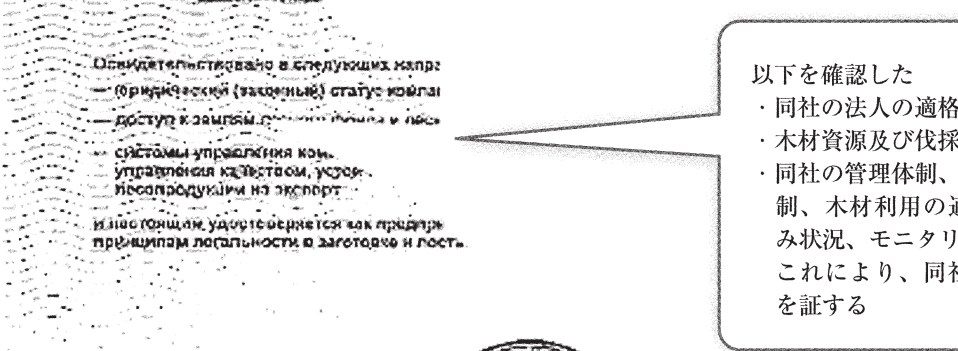


原木伐採及び輸出用木材品船積みの合法性証明書

СЕРТИФИКАТ ЛЕГАЛЬНОСТИ ЗАГОТОВКИ И ПОСТАВКИ ЛЕСОМАТЕРИАЛОВ НА ЭКСПОРТ



法人登録番号
証明書番号



以下を確認した
・同社の法人の適格性、その活動全般の合法性
・木材資源及び伐採地の利用権を証する書類
・同社の管理体制、木材生産体制、品質管理体制、木材利用の適格性、輸出用木材の船積み状況、モニタリング
これにより、同社の輸出する木材の合法性を証する

Председатель ассоциации
«Дальэкспортлес»

極東木材輸出協会



А. Н. Сидоренко

АНシドレンコ

Данный сертификат действителен до 4 сентября 2009 года

別添 5

ロシアの団体認定事業体による証明書 の例

以下に記載する船積みされた木材は、森林法の手続きに従って合法的に収穫されたものであることを証明します。

Ref. No.: [REDACTED]/2007

Date: [REDACTED] 2007

TO: [REDACTED]
[REDACTED] Japan.

CERTIFICATE OF LEGALITY

This is to certify that the timber of this shipment as stated hereunder was harvested in legal manner consistent with procedures in the forest laws.

1. Name of Vessel : m/v "[REDACTED]"

2. Time of shipment : [REDACTED] 2007

3. Species : Larch wood.

4. Quantity : [REDACTED] cbm.

Address: [REDACTED] Russia.

Name of Authorized Company: [REDACTED]

Name of Representative: [REDACTED]

Authorized No.: DEL 2006/[REDACTED]


[REDACTED]





- ・所在地
- ・認定会社名
- ・責任者名
- ・認定番号：DEL. 2006/xxx
- ・署名捺印

別添 6

合法性検証文書 (V-Legal Document) の例



JAPAN		輸入業者名	
COPY FOR THE IMPORTER	3	1 Issuing authority Name PT. MUTU HIJAU INDONESIA Address MANGGALA WANABAKTI BLDG, BLOK IV, 9TH FLOOR, ROOM 930 AC, JALAN JENDERAL GATOT SUBROTO, SENAYAN, DKI JAKARTA 10270 Authority registration number LVLK-004-IDN	2 Importer Name _____ Address _____ Country of destination and ISO Code JAPAN - JP Port of loading _____ Port of discharge _____
		独立評価・検証機関名	
		3 V-Legal/licence number _____ ID-JP	4 Date of Expiry 03 05 2013
		ライセンス番号	
		5 Country of export INDONESIA	7 Means of transport BY SEA
		ライセンシー名 (輸出業者)	輸出業者登録番号
		6 ISO Code ID _____	
		8 Licensee Name _____ Address _____	ETPIK Number _____ Tax Payer Number _____
	9 Commercial description of the timber products KLI/072-JPN/VIII/12 INDONESIAN STRUCTURE PANEL 11.5MMX910X1820 TS/4S B-C CLASS 2 ABT _____M3 11.5MMX910X1820 TS/F4S B-C CLASS 2 ABT _____M3	10 HS-Heading 4412.31.00.00	
3	商品明細		
	11 Common and Scientific Names Meranti Putih (<i>Shorea bracteolata</i>);Bintangur (<i>Calophyllum sp.</i>);Marsawa (<i>Anisoptera sp.</i>); Palapi (<i>Tarrietia sp.</i>);Kening (<i>Dipterocarpus borneensis</i>)	12 Country of harvest INDONESIA	13 ISO Codes ID _____
	14 Volume (m3) _____	15 Net Weight (kg) _____	16 Number of units _____
	船積み数量		
	17 Distinguishing marks INVOICE: _____		
	インボイス番号		
	18 Signature and stamp of issuing authority <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> Name PT. MUTU HIJAU INDONESIA Place and date of issue JAKARTA, 3 JANUARY 2013 Authority registration number LVLK-004-IDN </div> </div>		
	独立評価・検証機関署名		

別添 7

マレーシアの輸出証明書表面

REKOD PERNIAGAAN MALAYSIA
JALAN PERNIAGAAN MALAYSIA 1/10

PERKAMPUSAN PERUSAHAAN MALAYSIA

1. Nama Perniagaan: **SANJAY WOOD INDUSTRIES SDN BHD**
2. Alamat: **LEVEL 26, JALAN PERKAMPUSAN PERUSAHAAN MALAYSIA 1/10, 46000 TAMPUNG MANTAP, Negeri Sembilan**

2. Nama Perniagaan: **PERKAMPUSAN PERUSAHAAN MALAYSIA**
3. Alamat: **JALAN PERNIAGAAN MALAYSIA 1/10, 46000 TAMPUNG MANTAP, Negeri Sembilan**

PERKAMPUSAN PERUSAHAAN MALAYSIA
TAMPUNG MANTAP, Negeri Sembilan

1. Nama Perniagaan: **ACHIE JAYA TRANSPORTATION SDN BHD**
2. Alamat: **NO. 12, LINT. MELOR, LINGGI 4, JALAN TUNGGU SEMAN, SERI**

No. Item	1. Nama Perniagaan	2. Nama Perniagaan	3. Nama Perniagaan	4. Nama Perniagaan	5. Nama Perniagaan
1.	11.500910901090 22 FS * JAS CP	10,000 PCS 100	4412.13 000	HTY	
2.	11.500910901090 21 JAS COAT CP	10,000 PCS 100	4412.13 000	HTY	
3.	11.500910901090 11 74 * JAS SP	15,000 PCS 150	4412.13 000	HTY	

CONTRACT NO: **SMI-M-13/07** INVOICE NO: **SMI-11135/07**
 ST/DC REG NO: **02-03-01-0003636**
 EXPIRE DATE: **31/05/2007**
 SUPPLIED BY: **SANJAY WOOD INDUSTRIES SDN BHD**

No. Item	1. Nama Perniagaan	2. Nama Perniagaan	3. Nama Perniagaan	4. Nama Perniagaan	5. Nama Perniagaan
1.	201.201000	1653.0000			
2.	201.201000	1673.0000			
3.	200.931000	1653.0000			

PERKAMPUSAN PERUSAHAAN MALAYSIA
JALAN PERNIAGAAN MALAYSIA 1/10, 46000 TAMPUNG MANTAP, Negeri Sembilan

マレーシアの輸出証明書
(税関当局の受領印がある輸出申請書=JARATAN KASTAM DLRAJA MALAYSIA PENGAKLAN BARANG DIEKSPORT)裏面の森林管理当局の裏書きを注意して確認

マレーシア輸出証明書裏面
(サラワク州の例)

別添 8

<p>KEPERAWAN MEMERIKSAAN FIZIKAL YANG DIHENDAKI</p>	<p>TINDAKAN DAN KEPERLUAN PEMERIKSAAN</p>
---	---

マレーシアの輸出証明書(税関当局の受領印があるDECLARATION OF GOODS BE EXPORTED)の裏面にあるサラワク州STIDCの確認印

SALES TAX ACT 1972
CERTIFICATE UNDER SECTION 16(1)(A) ORDER 1182
I hereby certify that the goods mentioned above are imported by
PURCHASED BY: (Name and address of importer)
(Name and address of exporter)
No. of Bill of Lading: (Number)
Date: (Date)

09/05/07
A. S. A.

TERIMA
11 MAY 2007
PUSAIKA
SIBU

STIDC
SARAWAK
STATE TRADE DEVELOPMENT CORPORATION

DECLARATION OF EXPORTED GOODS
To be filled in by the exporter
No. of Bill of Lading: (Number)
Date: (Date)
Signature: (Signature)
Name: (Name)

SAITIJIAN

証明

マレーシア輸出証明書裏面
(サバ州の例)

別添 9

<p>MAJLIS PEGAWAI PERHUTANAN JABATAN PERHUTANAN SABAH</p>	<p>MAJLIS PEGAWAI PERHUTANAN JABATAN PERHUTANAN SABAH AKTA KASTAM 1967 (Revised 1980) PERUNTUKAN 235 (SEKSYEN 55 (1)) PERINTAH KASTAM (LARANGAN MEMOELA EKSPORT) 1968</p> <p>No. SKN 01238 Resit Ekspor No. W/O/SK 127/2008 Kepada Berkat AIKBER TIMBERO (S) SDN BHD Untuk Mengeksport Gununggiber Ked. Teluk 4407, 88, 408 Ekspor Ke Japan Dihubungi Sebanyak (NO) 28 39 Lesen Bilah Berhinge 22 Aug 2008 Syarat Lain (jika ada) : Supaya tidaklah boleh dibenarkan MPP DIMPYAN LARI GILANGKAPAN DIMPULIKAN</p> <p>MOH KANANG MORNIED DOL Ketua Pegawai Kastam Tarikh 23 JUN 2008</p>
---	--

IR No:	001239
1. Bilangan Kebenaran No. Eksport	SKN 001238
2. No. Resit Pembayaran Royalti	201238
3. Nama Pegawai Pemeriksaan	
4. Tandatangan Pegawai Pemeriksaan	GEORGE MOSKOL
5. Nama Jabatan: Jabatan Perhutanan	
6. Note: Short Shipped/Shut Out Cargo and Change of Vessel Must Be Declared Within 24 Hours.	
7. No Loading Between 7.00pm-7.00am Unless Approved.	
8. Tarikh:	23 JUN 2008

12008

マレーシアの輸出証明書(税関当局の受領印があるDECLARATION OF GOODS BE EXPORTED)の裏面にある、サバ州森林局Jabatan Perhutanan職員によるロイヤリティ支払い番号などの確認の署名

33. 合板型枠の証明

Q

グリーン購入法基本方針に平成27年4月から追加された合板型枠とは、どのようなものか。

33-1

A

合板型枠は、建設現場や土木工事現場において、コンクリート打設用の型として使用される合板です。平成27年のグリーン購入法基本方針の変更により、「合板型枠」について、以下のとおり記述されています。

19.公共工事(抜粋)

<p>コンクリート用 型枠</p>	<p>合板型枠</p>	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
-----------------------	-------------	---

- 備考)**
- 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 - 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3に示す内容が表示されていることを確認すること。
 - 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠したものとする。
 - ア.本項の判断の基準①又は②の手続きが適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
 - イ.認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

- 4 本項の判断の基準①及び②の適用については、平成27年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考3の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。

Q

33-2

他の公共工事資材の製品（例：製材）の合法性、持続可能性の確認では、板面表示を求めているが、合板型枠ではなぜ板面表示の確認が必要なのか。

A

合板型枠は工事目的物に当たる建設資材ではなく仮設物であるため、発注者が、完了検査で合板型枠の現物検査をすることは困難であり、また、複数回再利用するため、合法木材でない合板型枠と一緒に保管・使用される可能性もあり、納入時に納入事業者から発行された合法木材証明書と合板型枠の突合ができないとして、これまで特定調達品目に追加することができませんでした。

しかし、型枠工事事業者が、購入した際に、合板型枠の板面表示と合法木材証明書をチェックすることで、その後は、当該板面表示により、合板型枠が、合法木材証明書付きのものであることを確認することができることになり、今回特定調達品目に追加されたものです。

従って、合板型枠に限り、合法木材証明書だけでは、グリーン購入法上の確認の基準を満たせないこととなりますので充分に注意願います。

**再問
1**

型枠工事の事業者が、型枠の納入業者から合法木材証明書を受け取る場合、板面表示に記載された認定事業者の番号と、入手した合法木材証明書の認定事業者番号が異なるが、問題ないのか。

A

合板型枠の板面に所定の事項を表示した合法木材認定事業者は、納入先に提出する合法木材証明書（又は納品書を活用する場合は、納品書）に、板面表示の記載事項を追記する必要があります。また、当該合板型枠が、工事事業者に直送されず、流通、納入の各段階を経る際にも、各段階の認定事業者は、前の認定事業者から受け取った合法木材証明書に記載されている板面表示記載事項を、自ら発行する合法木材証明書に転記する必要があります。

このように取り扱うことで、型枠工事事業者に合板型枠を納品する際に発行された合法木材証明書の記載内容と、納品された合板型枠の板面表示を突合することができます。

Q

33-3

板面表示は、何を記載すればよいのか。

A

板面表示の記載事項については、以下の例示を参考に表示してください。

(例1) 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法による板面表示の例

- ・認証マーク
- ・認証番号

(例2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法による板面表示の例

- ・「この合板は合法木材のみで製造されています」
- ・認定団体名
- ・認定番号

(例3) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法による板面表示の例
(間伐材が含まれる場合)

- ・「この合板は間伐材及び合法木材のみで製造されています」
- ・認定団体名
- ・認定番号

(例4) 個別企業等の独自の取組による証明方法による板面表示の例

- ・「この合板は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」3(3)の個別企業等の独自の取組による証明方法による合法木材であることを証明します」
- ・会社名

Q

板面表示は、どこに表示すればよいのか。

33-4

A

合板型枠の裏面（コンクリート接触面の反対側）の見やすい箇所に見やすい大きさで表示して下さい。

Q

板面表示は、シール添付でも問題ないか。

33-5

A

シールは剥がれたり、使用済みの合板型枠から剥がしたものを使われる恐れがあるため、シールによる板面表示は認められません。スタンプまたは印字により表示して下さい。

Q

板面に表示が付いていれば、納品時に合法木材証明書がなくても合法木材と言えるのか。

33-6

A

板面表示は、合法木材証明書の代わりではありません。

必ず、合法木材証明書が付いていることを確認して下さい。

なお、板面表示は、購入時に合法木材証明書と突合することによって、その後はその表示内容により合法木材であることを個別識別するためのものです。

Q

輸入合板は、輸出国の合板工場で生産されており、日本に輸入される際には、パッケージになっているため、輸入業者が板面に表示することは困難であるが、輸出国の合板工場で輸入業者の認定事業者番号等を印字することはできるか。

33-7

A

輸入事業者が海外の合板工場との間で契約等を行い、当該輸入事業者の発注分のみに板面表示するなど、問題ないように管理・監督する場合は、可能と考えます。なお、合板型枠に板面表示がされているだけでは合法木材と認定されることはなく、必ず合法木材証明書を添付して納入する必要があります。